

諮問庁：日本年金機構

諮問日：令和7年1月24日（令和7年（独情）諮問第17号）

答申日：令和7年6月4日（令和7年度（独情）答申第16号）

事件名：「不支給文例（案）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「不支給文例（案）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月31日付け年機構発第28号により日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）序

審査請求人は、特定年月頃に国民年金死亡一時金の請求を特定年金事務所に行ったところ、厚生労働大臣は「死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていたと認められないため」との理由で国民年金死亡一時金不支給決定をした。

これに対して審査請求人は「原処分は行政手続法8条違反だ」として、特定厚生局社会保険審査官に審査請求をしたが、社会保険審査官は「社会保険審査官には行政手続法8条違反について審理する権限はない」という違法な理由で審査請求を却下する決定をした。

審査請求人は社会保険審査会に再審査請求をしたが、社会保険審査会はたいした審理もせずに棄却の裁決をした。

そのため、審査請求人は「原処分は行政手続法8条違反だ」として特定地方裁判所に対して原処分の取消しを求める抗告訴訟を提起した。

特定年月日に同裁判所は、原処分の行政手続法8条違反を認めて、原処分を取り消すとの判決を出した。

この判決について国は控訴しなかった。

この判決を受けて、処分庁は申請に対する却下処分時ないし不利益処

分時の行政手続法 8 条の理由の提示についての見直しをすることになった。

(2) 一部不開示決定は失当である理由

法人文書開示決定通知書を見ると、一部不開示とした理由は下記のとおりと思われる。

ア 協議前の原案を公にすると外部からの干渉がある。

イ 「不支給通知（案）」の内容を公にすると審査請求書が不当に作成される。

しかしながら、アの「外部」とは一体何を指しているのか不明である。そもそも行政手続法は平成 6 年 10 月 1 日に施行された法律である。その法律に違反しているという判決が特定年月日になされたということは、それまで行政手続法 8 条違反の行政処分が旧社会保険庁を含め、社会保険行政で相当まかりとおっていたことになる。

しかも、厚生労働大臣の処分は行政手続法 8 条違反であるとの判決が特定年月日になされてそれが確定したにもかかわらず、令和 6 年 10 月 31 日の時点で、全く改善されていないということは、協議自体が存在しているのか疑わしいと言わざるを得ない。

そして、イだが、「不支給通知（案）」の内容を公にすると審査請求書が不当に作成されるという理論が理解できない。

違法ないし不当な行政処分に対して国民が審査請求をするのは正当な権利である。その正当な権利の行使のための審査請求書の作成が「不当」とは一体どういう見だらうか。

処分庁は国民を敵視していると言わざるを得ない。

(3) 結語

よって、審査請求の趣旨のとおり裁決を求め、審査請求を行う。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件審査請求に係る経過は以下のとおりである。

審査請求人は、機構に対し、『厚生労働省大臣官房年金管理審議官が特定法務局長に対して発した「判決に対する上訴の要否等について（回答）」（年管発 1213 第 2 号 令和 4 年 12 月 13 日）の別紙に記載されている「今後、年金受給者に不利益処分や申請拒否処分を行う場合の通知書については、本判決を踏まえ、通知内容の見直しを検討することとしたことから」の検討内容および検討結果の資料一切。』を請求する法人文書として、法 4 条 1 項に基づく法人文書の開示請求を令和 6 年 9 月 30 日付けで行い、機構はこれを令和 6 年 10 月 4 日に受付した。

機構はこれを受けて、通知内容の見直しの検討のために作成された文書である「不支給文例（案）」について、当該文書の「不支給通知（案）」

の部分を開示として令和6年10月31日付けで一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は当該一部開示決定を不服であるとして、令和6年11月6日付け（令和6年11月8日機構受付）で、不開示部分の開示を求める審査請求を行った。

2 諮問庁としての見解

開示対象文書である「不支給文例（案）」は、年金受給者に不利益処分や申請拒否処分を行う場合の通知書の通知内容の見直し案として作成されたもので、通知内容の見直しの実施にあたっては監督官庁との協議を要するところである。

不開示とした「不支給通知（案）」の部分は、協議前の原案であるとともに、実際の通知書に記載される可能性がある内容であり、これを公にすることにより、検討内容や検討方法について外部からの干渉があると、協議における率直な議論の妨げとなるとともに、協議の進行が硬直的になるなど、法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

加えて、本来は個別の事案を審査した結果、通知書に記載される内容の一例であるとはいえ、「不支給通知（案）」の部分は実際の通知書に記載される可能性がある内容であり、これを公にすることにより、その内容を利用して、年金請求や他の給付金の請求に係る申立書等を不当に作成されるなど、法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 結論

以上のとおり、本件開示対象文書である「不支給文例（案）」について、不開示とした「不支給通知（案）」の部分については、法5条3号に規定する「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」及び、法5条4号に規定する「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものであるから、本件開示請求について上記部分を不開示部分として一部開示決定した機構の判断は妥当である。

なお、審査請求書にある、審査請求の理由「（2）一部不開示決定は失当である理由」において、審査請求人は「協議自体が存在しているのか疑わしい」と主張するが、不開示部分は協議自体の存在を示すものではなく、開示を請求する理由にはあたらない。また、審査請求人は「審査請求書が不当に作成されるという理論が理解できない」とも主張するが、不開示とした理由は前述した通りであり、これも不開示部分の開示を請求する理由にはあたらない。

よって、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審議
- ④ 同年5月29日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は「不支給文例（案）」と題する文書であり、上記第3の2において、諮問庁は、当該文書は、年金受給者に不利益処分や申請拒否処分を行う場合の通知書の通知内容の見直し案として作成されたものである旨説明する。

(2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は上記(1)の諮問庁の説明のとおり作成されたものであると認められる。

不開示部分は、本件対象文書のうち「不支給通知（案）」欄に記載された部分であり、年金受給者に対し不利益処分や申請拒否処分を行う際に送付される不支給決定通知書に記載される通知内容に係る見直し案が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。そうすると、これらの情報は、国の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議途中の情報であることが明らかであるところ、これを公にすれば、機構の担当者が、自己又は他者の年金請求や審査請求を有利にしようとする者等から、不当な圧力・干渉を受けるなどして、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといえる。

したがって、不開示部分は法5条3号に該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇